

平成 21 年 6 月 25 日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目 7 番 19 号
株式会社 R I S E
代表取締役社長 兵 頭 利 広

第 63 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催いたしました当社第 63 回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 1. 第 63 期（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果について報告いたしました。

2. 第 63 期（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

〈会社提案（第 1 号議案から第 5 号議案まで）〉

第 1 号議案 資本金の額の減少の件

本件は、原案どおり承認可決され、資本金 3,000,000,000 円を減少して、その他資本剰余金に振替えることに決定いたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社は、本店を東京都港区に置いておりますが、事務所コストの削減を目的として、変更前定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更いたしました。

この変更につきましては、平成 21 年 12 月 31 日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。なお、この附則は、効力発生日経過後、これを削除するものといいたします。

- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日より施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移

行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行ったものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けたものであります。なお、変更前定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (3) 変更前定款第57条（剰余金の配当等の決定機関）にて、剰余金の配当等は取締役の決議によるとしており、同定款第6条（自己株式の取得）は会社法上不要と解されることから削除するものです。またこれに伴い同第16条（議決権）、第17条（取得請求権）につきましても修正いたしました。

なお、変更前定款第29条（任期）第2項は、取締役の任期を1年としており実務上不要と考えられるので削除いたしました。

- (4) 株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長につきまして、機動的な対応が出来るよう、変更前定款第21条（招集権者および議長）および第32条（取締役会の招集権者および議長）を変更いたしました。

- (5) 上記各変更に伴う条数の変更を行いました。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に兵頭利広、檀上浜爾、川畑喜代之、草刈 均、阿南逸郎の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に西本恭彦氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬額を月額400万円以内、監査役の報酬額を月額200万円以内と決定いたしました。

〈株主提案（第6号議案）〉

第6号議案 取締役1名選任の件

本件は、否決されました。

以 上